

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
新旧対照表

(1) 八尾市有功者待遇条例の一部改正（第1条関係）

現 行	改 正 案
第1条～第5条 略 第6条 有功者が次の各号の1に該当したときは、その資格を失うものとする。 (1) <u>禁こ</u> 以上の刑に処せられたとき。 (2) 略 第7条～第9条 略	第1条～第5条 略 第6条 有功者が次の各号の1に該当したときは、その資格を失うものとする。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたとき。 (2) 略 第7条～第9条 略

(2) 八尾市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正（第2条第1号関係）

現 行	改 正 案
第1条～第7条 略 (罰則) 第8条 第5条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第1条～第7条 略 (罰則) 第8条 第5条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(3) 八尾市行政不服審査法施行条例の一部改正（第2条第2号関係）

現 行	改 正 案
第1条～第11条 略 (罰則) 第12条 第8条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は500,000円以下の罰金に処する。	第1条～第11条 略 (罰則) 第12条 第8条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は500,000円以下の罰金に処する。

(4) 行進及び集団示威運動に関する条例の一部改正（第2条第3号関係）

現 行	改 正 案
第1条～第4条 略	第1条～第4条 略

第5条 第1条の規定に違反して行なわれた行進又は集団示威運動を計画し、若しくはこれに参加した者又は第3条に規定する申請書に虚偽の事項を記載した者及び前条第3項の規定に基づき公安委員会が付した条件に従わないものは1年以下の<u>懲役</u>又は50,000円以下の罰金に処す。 2 略 第6条・第7条 略	第5条 第1条の規定に違反して行なわれた行進又は集団示威運動を計画し、若しくはこれに参加した者又は第3条に規定する申請書に虚偽の事項を記載した者及び前条第3項の規定に基づき公安委員会が付した条件に従わないものは1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50,000円以下の罰金に処す。 2 略 第6条・第7条 略
--	---

(5) 八尾市職員給与条例の一部改正（第3条第1号関係）

現 行	改 正 案
第1条～第42条の2 略 第42条の3 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第42条の4 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の	第1条～第42条の2 略 第42条の3 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第42条の4 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の

在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかつた場合 (2)・(3) 略 4～7 略 第42条の5～第50条 略	在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかつた場合 (2)・(3) 略 4～7 略 第42条の5～第50条 略
--	---

(6) 八尾市職員の退職手当に関する条例の一部改正（第3条第2号関係）

現 行	改 正 案
第1条～第12条 略 （退職手当の支払の差止め） 第12条の2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) 略 2～4 略 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 略 (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受	第1条～第12条 略 （退職手当の支払の差止め） 第12条の2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) 略 2～4 略 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 略 (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受

けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第12条の3 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第12条の4 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第12条の6において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第12条の6において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第12条の3 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第12条の4 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第12条の6において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第12条の6において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

第12条の5 略 （退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付） 第12条の6 略 2・3 略 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第12条の4第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 略 第12条の7～第14条 略	第12条の5 略 （退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付） 第12条の6 略 2・3 略 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第12条の4第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 略 第12条の7～第14条 略
--	--

(7) 八尾市職員の退職給付及び障害給付に関する条例の一部改正（第4条関係）

現 行	改 正 案
第1条～第16条 略 （権利の消滅） 第17条 年金を受ける権利を有する者が、次の各号の1に該当するときは、その権利を消滅する。 (1) 略 (2) 死刑又は無期若しくは3年をこえる<u>懲役若しくは禁</u>この刑に処せられたとき。 (3) 略 (4) 在職中勤務に関する犯罪（過失犯を除く。）により<u>禁</u>こ以上の刑に処せられたとき又は市職員としての体面を汚し懲戒処分により解職せられたとき。 2 略 第18条～第20条 略 （給付の停止） 第21条 退職年金及び障害年金は、これを受ける者が次の各号の1に該当する	第1条～第16条 略 （権利の消滅） 第17条 年金を受ける権利を有する者が、次の各号の1に該当するときは、その権利を消滅する。 (1) 略 (2) 死刑又は無期若しくは3年をこえる<u>拘禁刑</u>に処せられたとき。 (3) 略 (4) 在職中勤務に関する犯罪（過失犯を除く。）により<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき又は市職員としての体面を汚し懲戒処分により解職せられたとき。 2 略 第18条～第20条 略 （給付の停止） 第21条 退職年金及び障害年金は、これを受ける者が次の各号の1に該当する

ときはその間これを停止する。 (1) 3年以下の懲役又は禁この刑に処せられたときは、その月の翌月から刑の執行を終り又は刑の執行を受けなくなつた月まで。ただし、刑の執行猶予の言渡を受けたときは停止しないが、その言渡を取消されたときは、取消の月の翌月から刑の執行を終り又は執行を受けなくなつた月まで。 (2)・(3) 略 2～4 略 第22条～第36条 略	ときはその間これを停止する。 (1) 3年以下の拘禁刑に処せられたときは、その月の翌月から刑の執行を終り又は刑の執行を受けなくなつた月まで。ただし、刑の執行猶予の言渡を受けたときは停止しないが、その言渡を取消されたときは、取消の月の翌月から刑の執行を終り又は執行を受けなくなつた月まで。 (2)・(3) 略 2～4 略 第22条～第36条 略
---	--

(8) 八尾市消防団条例の一部改正（第5条関係）

現 行	改 正 案
第1条～第4条の2 略 （欠格条項） 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) 略 第6条～第17条 略	第1条～第4条の2 略 （欠格条項） 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) 略 第6条～第17条 略

(9) 八尾市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正（第6条関係）

現 行	改 正 案
第1条～第5条の2 略 （退職報償金支給の制限） 第6条 退職報償金は、次の各号の1に該当する者に対しては、支給しない。 (1) <u>禁固</u>以上の刑に処せられた者 (2)～(4) 略 第7条～第9条 略	第1条～第5条の2 略 （退職報償金支給の制限） 第6条 退職報償金は、次の各号の1に該当する者に対しては、支給しない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 (2)～(4) 略 第7条～第9条 略